

社援発 0704 第 6 号
令和 6 年 7 月 4 日

各都道府県知事
殿
各指定都市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」
の一部改正について

生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）の貸付けの取扱いについては、平成 21 年 7 月 28 日付け社援発 0728 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」の別紙「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」に基づき実施されているところである。

今般、民生委員の負担の軽減等を図る観点から、借入れの申込みにおいて居住地を担当区域とする民生委員又は民生委員協議会を通じて借入申込書を提出する運用や、民生委員調査書の作成等について、対象者の重点化及び運用の柔軟化を図ることとした。

については、下記のとおり関連通知の一部を改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」（平成 21 年 7 月 28 日付け社援発 0728 第 13 号本職通知）を、別紙の新旧対照表のとおり改正する。